

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例附則第8条の広域連合長が定める日を定める規則をここに公布する。

令和2年4月28日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

(田) 比 築 久

長崎県後期高齢者医療広域連合規則第12号

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例附則第8条の広域連合長が定める日を定める規則

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年長崎県後期高齢者医療広域連合条例第11号）附則第8条に規定する広域連合長が定める日は、令和2年9月30日とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。